

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	管内排水機場外Λ重油等購入（佐賀県）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契約締結日	平成29年 5月30日
契約の相手方の氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀県佐賀市川原町8番27号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	￥2,835,748-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	￥2,875,060-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 管内排水機場外 A 重油等購入（佐賀県）
2. 納入場所 佐賀県鳥栖市轟木町今川地先外
3. 契約の相手方 名称 佐賀県石油協同組合
住所 佐賀県佐賀市川原町 8 番 2 7 号
電話 0 9 5 2 - 2 2 - 7 3 3 7
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び
会計令第 9 9 条第 1 8 号並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号
5. 当該業務の目的、内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該購入の目的
本件は、筑後川河川事務所管内の排水機場及び堰・水門管理所で使用する A 重油及び軽油を購入するものである。
 - (2) 当該購入の内容
別紙一覧表のとおり
 - (3) 随意契約に付する理由
本件により購入する重油及び軽油について、一般競争契約（WTO 対象以外）の手続きを行ったところ、競争参加資格申請者が無かった。再度、十分な公告期間をとり手続きを行った場合、契約締結後の排水機場等への補給が出水期に入ってしまう、いつ排水機場等の燃料が無くなるかわからない状態に陥る可能性がある。よって平成 2 8 年 8 月 2 日閣議決定「平成 2 8 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項 4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大 及び 第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 2 組合の活用に関する基本的な事項（2）官公需適格組合の活用に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものであり、当該地区における石油製品販売業で官公需適格組合は上記業者以外にはない。

以上の理由により、会計法第 2 9 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 9 9 条第 1 8 号並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号により、佐賀県石油協同組合と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
筑後川河川事務所 経理課長